

証券コード 4417

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株 主 各 位

東 京 都 港 区 海 岸 一 丁 目 1 6 番 1 号

グローバルセキュリティエキスパート株式会社

代表取締役社長 鱸 史 郎

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.gsx.co.jp/ir/stock/shareholders/>

また、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（グローバルセキュリティエキスパート）又は証券コード（4417）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、

2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午後1時（受付開始 午後0時30分）
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー10階
グローバルセキュリティエクスパート株式会社 会議室
（会場が前回と異なっております。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第42期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年 6 月24日（火曜日）午後1時（受付開始：午後0時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年 6 月23日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2025年 6 月23日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

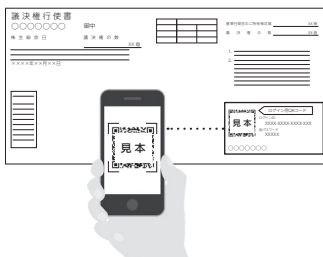
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

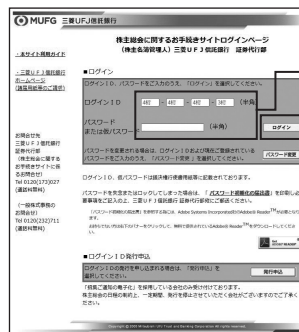


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の拡大や、雇用・所得環境の改善が見られる一方で、地政学的リスクの高まりや、円安傾向、物価上昇などが依然として続いており、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループが属するサイバーセキュリティ業界を取り巻く環境は、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進やクラウドサービスの利活用など、ITへの依存度が高まるとともに、サイバー攻撃は増加の一途をたどっております。加えて、国を挙げてのサイバーセキュリティ強化の潮流や、サプライチェーンリスクの対策要請などが追い風となり、相対的にサイバーセキュリティ対策が遅れている中堅・中小企業においても、その対策は必須かつ急務となっております。

一方で、日本におけるサイバーセキュリティ人材は依然として不足しており、自社に専門人材を置きたいという企業の需要に対して、人材の供給が追い付いていないのが現状です。

また、業務、製品・サービスのデジタル化が進展する中で、企業活動のあらゆる場面で「プラス・セキュリティ」※の必要性が高まっていることから、サイバーセキュリティ教育のニーズは飛躍的に向上しております。

※「プラス・セキュリティ」とは

自らの業務遂行にあたってセキュリティを意識し、必要かつ十分なセキュリティ対策を実現できる能力を身につけること、あるいは身につけている状態のこと。（出典：経済産業省「サイバーセキュリティ体制構築・人材確保の手引き」）

このような環境のなか、当社グループは、準大手・中堅・中小企業の旺盛なセキュリティ対策ニーズを捉え、企業規模に適したセキュリティサービスを提供すること、また、広くITに関わる人材を対象にセキュリティ教育サービスを提供すること、さらに、セキュリティ人材を確保したいという企業のニーズを捉え、専門人材を提供することで、業績を拡大しております。

当連結会計年度においては、すべてのサービスが伸長し、売上高は8,801,647千円となりました。利益面では、2024年7月29日付の本社移転に伴う一時費用の計上や、従業員数増加に伴う人件費の増加等がありながらも、大幅な増収効果により、営業利益は1,615,034千円となりました。一方で、持分法適用関連会社の利益貢献が少なく、営業外費用に持分法による投資損失を計上したこと等から、経常利益は1,562,981千円、持分法適用関連会社における新株発行等にもともなう持分変動損失の計上や、法人税負担率の上昇等から、親会社株主に帰属する当期純利益は1,010,077千円となったものの、売上高、利益ともに過去最高額を更新しました。

なお、当社はサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、事業区分及びサービス部門別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

【サイバーセキュリティ事業】

<コンサルティングサービス>

企業のサイバーセキュリティに関する課題について、現状を可視化し、リスクを分析したうえで、適切な改善策を提案するサービスです。セキュリティ改善計画の策定、セキュリティの管理体制やインシデント対応の体制構築の支援、システム監査やセキュリティ監査、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に代表される各種認証取得の支援、インシデント発生をシミュレーションした対応訓練サービス等、幅広く提供しております。

<脆弱性診断サービス>

ハッカーと同様の技術を持つ専門エンジニアが、企業のネットワークシステムに疑似攻撃を実施し、脆弱性の有無を診断するサービスです。検出した脆弱性については、その詳細な内容と対策措置、結果報告書を提供しております。

<セキュリティソリューションサービス>

最新の脅威や攻撃手法に対する有効なセキュリティ製品及び導入・運用サービスを提供しております。また、発生したインシデントに対しては、緊急対応サービスも提供しており、原因及び被害範囲の調査を実施し、事態収束後は、セキュリティ製品の導入支援、運用管理面のサポート、関係者へのセキュリティ教育等、当社の様々なサービス連携で、再発防止に向けたサポートをワンストップで提供しております。

＜セキュリティ訓練サービス＞

企業の役職員を対象に、組織全体のセキュリティリテラシー向上を図る教育プログラムを提供しております。

標的型メール訓練サービス（トラップメール[®]）は、攻撃メールを模擬した無害の訓練メールを送信し、対象者が訓練メールに含まれるURLリンクあるいは添付ファイルを開封した場合に、教育コンテンツが表示されるとともに、当社が訓練結果を集計し、顧客企業に報告するサービスです。また、企業の日常業務のなかでのセキュリティ対策を分かりやすく説明する、情報セキュリティ対策のeラーニングサービス（Mina Secure[®]）を提供しております。

【セキュリティ教育事業】

セキュリティエンジニア及びITエンジニア向けに、セキュリティに関するトレーニング及び認定資格試験を提供しております。

セキュリティの全体像を網羅した各種講座を取り揃えておりますが、主要なものでは、米国EC-Council International 社の提供する、国際的に認知度の高いセキュリティエンジニア向け講座や、ITに関わる人材を広く対象とした、当社オリジナルのセキュリティ人材資格「SecuriST[®]（セキュリスト）」シリーズがあります。

【セキュリティ人材事業】

セキュリティ人材に特化したSES（システムエンジニアリングサービス）を提供しております。パートナー企業のIT人材を、当社のセキュリティ教育をもってセキュリティ人材へとリスクリングしたうえで、顧客企業に提供するビジネスモデルを確立しました。日本におけるセキュリティ人材不足を背景に、セキュリティ人材を確保したいという企業のニーズを捉え、大きく伸長しております。

なお、当事業は2024年4月1日付で新設分割の方法によりCyberSTAR株式会社として設立し、連結子会社としております。

事業区分及びサービス部門別の売上高

事業区分	サービス部門	第42期 (2025年3月期) (当連結会計年度)	
		金額 (千円)	構成比 (%)
サイバーセキュリティ事業	コンサルティング	966,484	11.0
	脆弱性診断	890,288	10.1
	セキュリティ訓練	504,647	5.7
	セキュリティソリューション	2,814,894	32.0
	ITソリューション	981,236	11.1
	計	6,157,549	70.0
セキュリティ教育事業		995,173	11.3
セキュリティ人材事業		1,648,922	18.7
合 計		8,801,647	100.0

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度において、総額281,612千円の設備投資を実施しました。
その主なものは、本社移転のための内装工事の際に取得した空調設備工事23,893千円、スプリンクラー設備工事23,271千円、電気設備工事19,891千円等であります。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
2024年4月1日付で、セキュリティ人材事業をCyberSTAR株式会社に継承させる新設分割を行いました。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
2024年4月1日付で、100%出資子会社、CyberSTAR株式会社を設立しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第42期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	8,801,647
経 常 利 益 (千円)	1,562,981
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,010,077
1株当たり当期純利益 (円)	67.24
総 資 産 (千円)	8,141,157
純 資 産 (千円)	3,078,911
1株当たり純資産 (円)	205.08

(注) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。また、2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 39 期 (2022年3月期)	第 40 期 (2023年3月期)	第 41 期 (2024年3月期)	第 42 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	4,391,317	5,558,022	7,002,941	7,178,277
経 常 利 益 (千円)	414,331	737,512	1,104,319	1,441,643
当 期 純 利 益 (千円)	261,099	488,120	783,428	975,100
1株当たり当期純利益 (円)	20.23	36.10	52.42	64.91
総 資 産 (千円)	3,482,070	4,124,589	6,536,708	7,959,860
純 資 産 (千円)	1,565,478	1,720,169	2,433,625	3,030,633
1株当たり純資産 (円)	117.63	118.13	161.54	201.86

(注) 当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。また、2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第39期の期首に当該株式分割が各々行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び関係会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 持 株 比 率	主 要 な 事 業 内 容
CyberSTAR株式会社	50,000千円	100%	セキュリティ人材特化型のシステム エンジニアリングサービスの提供

(注) 2024年4月1日付でCyberSTAR株式会社を新設分割により設立し連結子会社としております。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 持 株 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ブロードバンドセキュリティ	299,665千円	22.64%	・セキュリティ監査・コンサルティングサービス ・脆弱性診断サービス、 ・情報漏えい IT 対策サービス
株 式 会 社 セキュアイノベーション	101,000千円	21.93%	・セキュリティ機器およびソフトウェアの運用監視 ・セキュリティ診断およびコンサルティング ・セキュリティシステムの構築および セキュリティ製品の開発 ・セキュリティ関連 BPO (ビジネス・ プロセス・アウトソーシング)

④ 重要なその他の関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 持 株 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ビジネスブレイン 太 田 昭 和	2,233,490千円	39.65%	・経営及びシステムコンサルティング ・ビジネスシステム開発
兼 松 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 株 式 会 社	9,031,257千円	20.31%	・情報システム設計、構築 ・運用サービス及びシステムコンサル ティング ・ITシステム製品及びソフトウェアの 販売

重要なその他の関係会社との取引に当たっては、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本としております。また、当社取締役会は、これらの取引が、当社の社内規程に基づき関係会社から独立して最終的な意思決定を行っているとして、当社の利益を害するものではないと判断しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループのビジネスが今後更に進展するために対処すべき課題は、以下のとおりであります。

① 「サイバーセキュリティ教育カンパニー」の更なる訴求

依然としてセキュリティ人材が不足している業界環境のなか、日本全国の企業がサイバーセキュリティの「自衛力」を向上するためには、セキュリティ人材の育成が急務と考えます。

当社は、セキュリティ専門人材向けの資格講座だけでなく、企業活動のあらゆる場面で「プラス・セキュリティ」の必要性が高まっていることを背景に、ＩＴ業界で働く方々が必要とするセキュリティの資格講座を取り揃え「プラス・セキュリティ」人材の育成にも取り組んでおります。

また、自社に専門人材を置きたいという企業のニーズに対しては、パートナー企業のＩＴ人材を、当社のセキュリティ教育をもってセキュリティ人材へとリスクリングしたうえで、ＳＥＳ（システムエンジニアリングサービス）として提供するビジネスモデルを確立しました。

引き続き「サイバーセキュリティ教育カンパニー」のビジネスコンセプトを訴求し、市場ニーズを捉えることで、更なるビジネス拡大を目指します。

② アップセル・クロスセルの更なる推進

準大手・中堅・中小企業におけるサイバーセキュリティの課題は多岐にわたっており、それぞれに最適化したサービスを提供することが求められております。ひとつのサービスの提供をきっかけに、当社の様々なサービスを適切に連携させることで、高い取引継続率の維持と、顧客満足度の向上を目指します。

③ 利益体質の強化

当社は、中期的な経営戦略として、営業利益率の継続的な向上を目指すこととしております。各サービスにおいて、自動化やプロセスの標準化等の工夫を進め、準大手・中堅・中小企業に最適化したサービスを提供しながら、強い経営基盤の構築を目指します。

④ 東京以外の商圏拡大

日本全国のうち東京以外にはサイバーセキュリティ専門企業が少なく、企業のセキュリティ対策ニーズにサービス供給が追いついていない状況にあります。

当社は、西日本支社における営業活動を拡充するとともに、地元のＳＩｅｒ等との連携強化を図り、西日本支社を足掛かりに日本全国へと更なる商圏拡大を目指します。

⑤ 業容拡大にともなう人材リソース不足の解消

セキュリティ人材が不足している業界環境のなか、当社では、社員の採用・育成と、社外からの人材リソース供給の両面に対処しております。

社員の採用・育成については、セキュリティ専門人材の採用に拘らず、入社後の教育によってセキュリティ人材へと育成する方針としております。

社外からの人材リソース供給については、同業他社へ当社の教育コンテンツを提供することで、業界全体のセキュリティ人材を育成したうえで協業を推進することや、地方企業のＩＴ人材にセキュリティ教育を実施し、脆弱性診断業務のニアショア化を図るなどをしております。

引き続き「サイバーセキュリティ教育カンパニー」の強みを活かした施策で、人材リソースの確保に取り組んでまいります。

⑥ 関係会社管理の強化

2024年4月1日に、新設分割の方法により子会社CyberSTAR株式会社を設立しました。これにより、当社グループは当事業年度より連結決算に移行し、持分法適用関連会社の利益が当社グループの経営成績に影響することとなりました。

当社は、資本業務提携を行うにあたっては、成長のための4つの要素として、販路拡大、事業領域拡大、リソース拡大、サービスラインナップ拡大を設定し、それぞれの目的に対し、共に強力で事業を推進できるパートナー企業との提携関係を構築することとしております。

引き続き、持分法適用関連会社とのシナジー創出を推進しながら、当社グループの事業拡大と企業価値向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業所等 (2025年3月31日現在)

① 当社

名	称	所在地
本	社	東京都港区
西	日	本
支	社	兵庫県神戸市

② 子会社

名	称	所在地
本	社	東京都港区

(6) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

従	業	員	数
195名	(32名)		

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループへのグループ内への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含み、契約社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループはサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名	(27名)			11名増（2名減）	41.4歳	4.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含み、契約社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社はサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(7) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	922百万円
株式会社三菱UFJ銀行	801
株式会社みずほ銀行	203

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,960,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,644,600株
 (3) 株主数 2,667名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ビ ジ ネ ス ブ レ イ ン 太 田 昭 和	3,003,000株	39.65%
兼 松 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 株 式 会 社	1,538,000	20.31
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	372,300	4.91
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	319,300	4.21
THE BANK OF NEW YORK 1 3 3 6 5 2 （ 常 任 代 理 人 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 ）	214,500	2.83
丸 紅 I - D I G I O ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	162,400	2.14
鱸 史 郎	120,180	1.58
原 伸 一	117,165	1.54
THE BANK OF NEW YORK M E L L O N 1 4 0 0 5 1 （ 常 任 代 理 人 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 ）	66,500	0.87
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 E 口 ）	65,320	0.86

- (注) 1. 当社は、自己株式を72,683株保有しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 自己株式数には、「株式給付信託（J-ESOP）」にかかる信託口が保有する株式（65,320株）は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2022年6月22日開催の第39回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2024年7月19日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、同年8月16日付で取締役（社外取締役を除く）5名に対し自己株式6,352株の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2022年11月25日より当社の株価や業績と当社の従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

また、当社は、2025年3月14日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を決議し、2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は25,920,000株、発行済株式の総数は15,289,200株となりました。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鱸 史 郎	サイバーセキュリティイニシアティブジャパン 理事 株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ 非常勤取締役 株式会社ブロードバンドセキュリティ 社外取締役
代表取締役副社長	原 伸 一	一般社団法人 セキュリティ・キャンプ協議会 理事 一般財団法人 日本サイバーセキュリティ人材キャリア支援協 会 理事 株式会社セキュアイノベーション 社外取締役
取 締 役	中 村 貴 之	営業本部 本部長 兼 教育事業本部 本部長
取 締 役	吉 見 主 税	西日本支社 支社長
取 締 役	鈴 木 貴 志	サイバーセキュリティ事業本部 本部長 兼 サイバーセキュ リティ研究所 所長
取 締 役	三 木 剛	一般社団法人 医療サイバーセキュリティ協議会 理事
取 締 役	近 藤 壮 一	兼松エレクトロニクス株式会社 常務取締役 営業部門管掌 兼 技術・サービス部門管掌
取 締 役	岡 田 幸 憲	株式会社ビジネスブレイン太田昭和 執行役員 管理本部長代 行 兼 経営企画部長 株式会社ジョイワークス 非常勤監査役 株式会社フレスコ 非常勤監査役 株式会社トゥインクル 非常勤監査役

会社における 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	上 野 宣	株式会社トライコーダ 代表取締役 GMO Flatt Security株式会社 社外取締役 株式会社TRUSTDOCK 社外監査役 一般社団法人 セキュリティ・キャンプ協議会 理事 OWASP Japan 代表 NICT 実戦的サイバー防御演習 CYDER 推進委員 一般社団法人 ITキャリア推進協会 (JAIC) アドバイザリーボー ドメンバー 情報経営イノベーション専門職大学 (IU) 客員教員
取 締 役 (常勤監査等委員)	井 上 純 二	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	古 谷 伸 太 郎	古谷伸太郎公認会計士事務所 代表 株式会社理経 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	水 谷 繁 幸	東京神谷町綜合法律事務所 弁護士 中外鉱業株式会社 社外監査役 日本コロイド株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役近藤壮一氏、岡田幸憲氏及び上野宣氏、取締役（常勤監査等委員）井上純二氏、取締役（監査等委員）古谷伸太郎氏及び水谷繁幸氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）古谷伸太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査担当等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、井上純二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（常勤監査等委員）井上純二氏及び取締役（監査等委員）水谷繁幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役上野宣氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、監査等委員を含むすべての取締役、執行役

員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社取締役会において、取締役の報酬等に関する決定方針を決議しており、当該決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等に関する決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 当社の取締役の個人別の報酬額は、取締役の報酬等に関する決定方針に基づき、指名報酬委員会へ諮問のうえ、取締役会から一任された代表取締役社長が、指名報酬委員会からの答申に基づき決定するものとしております。
- b. 取締役の報酬等は、以下の構成としております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみを支給するものとしております。

・基本報酬

毎月支給する定額の金銭報酬です。各取締役の役位や経営環境、世間水準を考慮のうえ、各取締役が担う役割・責務・実績に応じた所定の額としております。

・役員賞与（業績連動型）

取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬とし、当社の企業活動の成果である営業利益及び役員間の相互評価を指標としております。

・株式報酬（中長期インセンティブ）

当社の中長期的な企業価値の向上へのインセンティブ付与、株主との価値共有を目的として支給する譲渡制限付株式報酬とし、一定期間の継続勤務要件を付した「勤務継続型譲渡制限付株式」と、あらかじめ定める業績条件の達成要件を付した「業績連動譲渡制限付株式」の2種類を付与するものとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 等 報 酬	非 金 銭 報 酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	182百万円 (5)	126百万円 (5)	24百万円 (-)	32百万円 (-)	7名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	23 (23)	23 (23)	-	-	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	206 (29)	149 (29)	24 (-)	32 (-)	10 (4)

(注) 1. 上記には、無報酬の社外取締役2名を除いております。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2020年6月18日開催の第37回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また別枠で、同定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額44,166千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。

4. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬限度額は、2022年6月22日開催の第39回定時株主総会において勤務継続型譲渡制限付株式は年額38,000千円以内、業績連動型譲渡制限付株式は、年額42,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。

5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月18日開催の第37回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

6. 業績連動報酬等は、取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬とし、当社の企業活動の成果である営業利益及び役員間の相互評価を指標としております。当事業年度においては、計画した営業利益を達成しております。

7. 非金銭報酬の内容は当社株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役近藤壮一氏は、兼松エレクトロニクス株式会社の常務取締役であります。兼松エレクトロニクス株式会社は、当社の主要株主であります。
 - ・取締役岡田幸憲氏は、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の執行役員 管理本部長代行 兼 経営企画部長、株式会社ジョイワークスの非常勤監査役、株式会社フレスコの非常勤監査役及び株式会社トゥインクルの非常勤監査役であります。株式会社ビジネスブレイン太田昭和は、当社の筆頭株主であり、株式会社ジョイワークス、株式会社フレスコ及び株式会社トゥインクルは、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の子会社であります。
 - ・取締役上野宣氏は、株式会社トライコーダの代表取締役であります。当社と同社との間にはセキュリティ教育事業のアドバイザー業務等の取引関係があります。
 - ・取締役（監査等委員）古谷伸太郎氏は、古谷伸太郎公認会計士事務所 代表及び株式会社理経の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）水谷繁幸氏は、東京神谷町綜合法律事務所 弁護士、中外鉱業株式会社の社外監査役及び日本コロイド株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	近 藤 壮 一	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席し、出席した取締役会において、兼松エレクトロニクス株式会社の取締役の経験を踏まえ、営業面及び事業面に関しての発言がなされました。
取締役	岡 田 幸 憲	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の管理部門責任者等の経験を踏まえ、主に管理面に関しての発言がなされました。
取締役	上 野 宣	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、サイバーセキュリティに関する豊富な知見に基づき、主に事業面に関しての発言がなされました。
取締役 (常勤監査等委員)	井 上 純 二	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席し、監査等委員会11回のうち10回に出席しました。出席した取締役会及び監査等委員会において、常勤監査等委員として、主に取締役及び使用人の職務の適正性の確保に関しての発言がなされました。
取締役 (監査等委員)	古 谷 伸 太 郎	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査等委員会11回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言がなされました。
取締役 (監査等委員)	水 谷 繁 幸	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査等委員会11回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法律面に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言がなされました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 ひびき監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ひびき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- ロ. 当社は、社外に通報窓口を設けた内部通報制度を整備し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- ハ. 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等）を、文書または電磁的媒体に保存・管理し、取締役、監査等委員、会計監査人等が随時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に対処するため、リスク管理に関する規程を整備し、適宜見直しを行う。また、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ロ. 各部門においては、職務権限規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置できるものとする。使用人を配置する場合には、同使用人の監査等委員会補助業務については監査等委員会の指揮命令系統下に入るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会からの指名により決定し、同使用人の人事異動及び考課については監査等委員会の同意を得ることとする。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
- ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ハ. 監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。
- ロ. 監査等委員会の職務の執行に関する費用等について請求があった場合には、当該請求が監査等委員の職務執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- ロ. 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- ハ. 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査担当が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告する。
- 二. 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

⑨ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営について管理本部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。
- ロ. 管理本部及び内部監査担当が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。
- ハ. 子会社の取締役、監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督または監査を行う。
- 二. 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況並びにその他上記イ. からハ. において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査等委員会等に報告する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- イ. 当社は、反社会的勢力排除に関する規程を定め、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない方針とする。
- ロ. 反社会的勢力に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

常勤取締役の全員で構成する「コンプライアンス推進委員会」を設置し、法令遵守の状況や法令等に関する業務上の問題点等に対する対応を報告、審議するとともに、当社の取締役及び使用人のコンプライアンスの意識向上を図っております。また、弁護士を通報窓口とした内部通報制度を整備することにより、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理に関する取組み

各部門責任者による情報共有及び週1回の会合を継続的に行い、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、当社事業における重要リスクの一つである情報管理については、情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の要求事項に準拠した体制を整えております。

③ 取締役の職務の執行に関する取組み

当事業年度は、取締役会を18回開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

④ 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則月1回の監査等委員会を開催するとともに、監査等委員間の情報共有を適宜行うことで、会社の状況を把握しております。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役及び使用人と対話を行い、内部監査担当・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

また監査等委員全員による各取締役との意見交換会を開催し、取締役との間で十分なコミュニケーションを図ることで、監査等委員監査における重要課題の確認を実施し、次事業年度の監査活動へ反映しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,799,420	流 動 負 債	3,630,817
現 金 及 び 預 金	1,385,388	買 掛 金	430,565
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	2,149,724	短 期 借 入 金	400,000
商 品	9,754	1年内返済予定の長期借入金	219,624
前 払 費 用	1,247,488	リ ー ス 債 務	1,113
そ の 他	7,064	未 払 金	64,608
固 定 資 産	3,341,737	未 払 費 用	78,311
有 形 固 定 資 産	276,855	未 払 法 人 税 等	449,100
建 物 附 属 設 備	174,279	契 約 負 債	1,609,965
備 品	100,804	賞 与 引 当 金	211,956
リ ー ス 資 産	1,771	役 員 賞 与 引 当 金	24,707
無 形 固 定 資 産	98,219	株 主 優 待 引 当 金	4,122
の れ ん	67,645	未 払 消 費 税 等	123,184
そ の 他	30,573	そ の 他	13,558
投 資 そ の 他 の 資 産	2,966,662	固 定 負 債	1,431,428
投 資 有 価 証 券	764,371	長 期 借 入 金	1,308,365
関 係 会 社 株 式	1,992,608	リ ー ス 債 務	835
繰 延 税 金 資 産	67,631	株 式 給 付 引 当 金	122,228
そ の 他	142,851	負 債 合 計	5,062,246
貸 倒 引 当 金	△800	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	8,141,157	株 主 資 本	2,857,122
		資 本 金	545,921
		資 本 剰 余 金	642,095
		利 益 剰 余 金	2,322,124
		自 己 株 式	△653,019
		その他の包括利益累計額	221,788
		その他有価証券評価差額金	221,788
		純 資 産 合 計	3,078,911
		負 債 純 資 産 合 計	8,141,157

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 補助金収入 補助金収入 その他 営業外費用 支払利息 為替差損 持分法による投資損失 投資事業組合運用損 その他 経常利益 経常損失 持分変動損失 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益			8,801,647
			5,735,244
			3,066,403
			1,451,369
			1,615,034
		4,140	
		3,696	
		942	8,778
		16,912	
		3,366	
		34,768	
		5,552	
		232	60,832
			1,562,981
		22,892	22,892
			1,540,088
		573,632	
		△43,621	530,010
			1,010,077
			1,010,077

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価 証券評価差 額	その他の包 括利益累計 額 合 計	
当 期 首 残 高	544,999	630,676	1,655,127	△400,840	2,429,962	3,663	3,663	2,433,625
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	922	922			1,845			1,845
剰 余 金 の 配 当			△356,961		△356,961			△356,961
持分法の適用範囲の変動			13,880		13,880			13,880
親会社株主に帰属する当期純利益			1,010,077		1,010,077			1,010,077
自 己 株 式 の 取 得				△281,604	△281,604			△281,604
自 己 株 式 の 処 分		10,497		26,979	37,476			37,476
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分				2,445	2,445			2,445
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						218,124	218,124	218,124
当 期 変 動 額 合 計	922	11,419	666,997	△252,179	427,160	218,124	218,124	645,285
当 期 末 残 高	545,921	642,095	2,322,124	△653,019	2,857,122	221,788	221,788	3,078,911

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,509,275	流 動 負 債	3,497,798
現 金 及 び 預 金	1,167,012	買 掛 金	429,006
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	2,001,736	短 期 借 入 金	400,000
商 品	9,754	1 年 内 返 済 予 定 の	219,624
前 払 費 用	1,246,928	長 期 借 入 金	1,113
そ の 他	83,842	未 払 金	58,036
固 定 資 産	3,450,585	未 払 費 用	78,311
有 形 固 定 資 産	276,855	未 払 法 人 税 等	369,418
建 物 附 属 設 備	174,279	契 約 負 債	1,608,865
備 品	100,804	賞 与 引 当 金	211,956
リ ー ス 資 産	1,771	役 員 賞 与 引 当 金	24,707
無 形 固 定 資 産	66,425	株 主 優 待 引 当 金	4,122
の れ ん	35,852	未 払 消 費 税 等	79,181
ソ フ ト ウ ェ ア	30,573	そ の 他	13,454
そ の 他	0	固 定 負 債	1,431,428
投 資 そ の 他 の 資 産	3,107,303	長 期 借 入 金	1,308,365
投 資 有 価 証 券	764,371	リ ー ス 債 務	835
関 係 会 社 株 式	2,149,473	株 式 給 付 引 当 金	122,228
長 期 前 払 費 用	20,078	負 債 合 計	4,929,227
繰 延 税 金 資 産	51,407	(純 資 産 の 部)	
敷 金 ・ 保 証 金	118,673	株 主 資 本	2,808,264
そ の 他	4,100	資 本 金	545,921
貸 倒 引 当 金	△800	資 本 剰 余 金	642,095
資 産 合 計	7,959,860	資 本 準 備 金	598,566
		そ の 他 資 本 剰 余 金	43,529
		利 益 剰 余 金	2,273,266
		利 益 準 備 金	972
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,272,294
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,272,294
		自 己 株 式	△653,019
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	222,368
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	222,368
		純 資 産 合 計	3,030,633
		負 債 純 資 産 合 計	7,959,860

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,178,277
売上原価	4,617,240
売上総利益	2,561,037
販売費及び一般管理費	1,112,052
営業利益	1,448,984
営業外収益	
受取利息	447
受取配当金	10,108
補助金収入	4,140
助成金収入	3,696
その他の	331
営業外費用	
支払利息	16,912
為替差損	3,366
投資事業組合運用損	5,552
その他の	232
経常利益	26,064
税引前当期純利益	1,441,643
法人税、住民税及び事業税	493,940
法人税等調整額	△27,397
当期純利益	466,543
	975,100

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	544,999	597,644	33,032	630,676	972	1,654,155	1,655,127
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	922	922		922			
剰 余 金 の 配 当						△356,961	△356,961
当 期 純 利 益						975,100	975,100
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			10,497	10,497			
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	922	922	10,497	11,419	—	618,139	618,139
当 期 末 残 高	545,921	598,566	43,529	642,095	972	2,272,294	2,273,266

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△400,840	2,429,962	3,663	3,663	2,433,625
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		1,845			1,845
剰 余 金 の 配 当		△356,961			△356,961
当 期 純 利 益		975,100			975,100
自 己 株 式 の 取 得	△281,604	△281,604			△281,604
自 己 株 式 の 処 分	26,979	37,476			37,476
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分	2,445	2,445			2,445
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			218,704	218,704	218,704
当 期 変 動 額 合 計	△252,179	378,302	218,704	218,704	597,007
当 期 末 残 高	△653,019	2,808,264	222,368	222,368	3,030,633

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

グローバルセキュリティエキスパート株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

東京事務所

代 表 社 員 公認会計士 佐々木 裕美子
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 芳 賀 通 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローバルセキュリティエキスパート株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルセキュリティエキスパート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

グローバルセキュリティエクスパート株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

東京事務所

代表社員
業務執行社員

公認会計士

佐々木 裕美子

業務執行社員

公認会計士

芳 賀 通 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローバルセキュリティエクスパート株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該会議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。尚、監査等委員会は、その職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定するとともに、当該常勤の監査等委員を会社法第399条の3第1項及び第2項の調査等をする監査等委員に選定しております。

①監査等委員会は監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、毎月定期的に監査等委員会を開催し、監査等委員間で意見交換を行うほか、会社の内部監査責任者と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し意思決定の過程及び内容等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容を閲覧し、取締役及び主要な使用人等の職務の執行に関する状況、並びに本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を監査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。

②監査等委員会は、事業報告及びその附属明細書について、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人と、会計監査人が指摘する「KAM事案」について討議及び検討を行いました。さらに会計監査人からは「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている重要な関連会社及び取締役との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

グローバルセキュリティエクスパート株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 井上 純二 ㊞

監査等委員 古谷 伸太郎 ㊞

監査等委員 水谷 繁幸 ㊞

(注) 常勤監査等委員 井上純二、監査等委員 古谷伸太郎及び水谷繁幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円86銭　総額は157,950,189円

なお、中間配当として1株につき金20円85銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金41円71銭となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備え、取締役の増員が可能となるよう員数を10名から15名に5名増員するものです。（現行定款第19条）

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（員数） 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は <u>10</u> 名以内、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は4名以内とする。	（員数） 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は <u>15</u> 名以内、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は4名以内とする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	すずき し ろう 鱸 史 郎 (1975年11月19日生)	1998年 4月 株式会社ビーコンインフォメーションテクノ ロジー（現 株式会社ユニリタ） 入社 2009年 1月 株式会社クラウドテクノロジーズ 取締役 セキュリティ事業本部長 2012年 3月 当社入社 2012年10月 当社 事業開発部長 2014年 6月 当社 執行役員 営業本部長 2017年 4月 当社 取締役 経営企画本部長 2018年 4月 当社 代表取締役社長（現任） 2020年 7月 一般財団法人 日本サイバーセキュリティ人 材キャリア支援協会 理事 2022年 4月 サイバーセキュリティイニシアティブジャパ ン 理事（現任） 2022年 6月 株式会社ファイナンシャルブレインシステム ズ 非常勤取締役（現任） 2024年 9月 株式会社ブロードバンドセキュリティ 社外 取締役（現任） (重要な兼職の状況) サイバーセキュリティイニシアティブジャパン 理事 株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ 非常勤取 締役 株式会社ブロードバンドセキュリティ 社外取締役	120,180株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	は ら し ん い ち 原 伸 一 (1968年11月14日生)	1991年 4月 株式会社アマダメトレックス(現 株式会社アマダ) 入社 2000年 4月 株式会社アドバンスト・リンク 代表取締役 2012年 4月 スタートコム株式会社 取締役 2018年 4月 当社入社 執行役員副社長 兼 経営企画本部長 2018年 6月 当社 代表取締役副社長 管理本部長 2022年 2月 一般社団法人 セキュリティ・キャンプ協議会 理事 (現任) 2023年 4月 当社 代表取締役副社長 2023年 6月 一般財団法人 日本サイバーセキュリティ人材キャリア支援協会 理事 (現任) 2024年 2月 株式会社セキュアイノベーション 社外取締役 (現任) 2025年 4月 当社 代表取締役副社長 兼 サイバーセキュリティ事業本部 本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人 セキュリティ・キャンプ協議会 理事 一般財団法人 日本サイバーセキュリティ人材キャリア支援協会 理事 株式会社セキュアイノベーション 社外取締役	117,165株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	なか むら たか ゆき 中 村 貴 之 (1977年12月1日生)	2001年 4月 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 入社 2017年 8月 株式会社スカイディスク 入社 2019年11月 当社入社 営業本部担当部長 2020年 6月 当社 社長室長 2021年 4月 当社 営業本部長 兼 戦略室長 2022年 4月 当社 執行役員 経営戦略本部長 兼 サイバ ーセキュリティ営業本部長 2023年 4月 当社 執行役員 営業本部長 兼 第三営業部 長 2023年 6月 当社 取締役 営業本部 本部長 2024年 4月 当社 取締役 営業本部 本部長 兼 教育事業 本部 本部長 2025年 4月 当社 取締役 教育事業本部 本部長 (現任)	17,137株
4	よし み ち から 吉 見 主 税 (1974年9月25日生)	2005年 5月 株式会社パナッシュ (現 株式会社EPコンサル ティングサービス) 入社 2006年 4月 同社 シニアアカウントエグゼクティブ 2008年12月 同社 ITソリューション事業部セールスマネ ージャー 2016年 4月 同社 ITソリューション事業部長 2016年 6月 同社 取締役 ITソリューション事業部長 2020年 4月 当社 取締役 ITソリューション事業本部長 2021年 4月 当社 取締役 2023年 6月 当社 取締役 西日本支社 副支社長 2024年 4月 当社 取締役 西日本支社 支社長 (現任)	51,695株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	すず き たか し 鈴 木 貴 志 (1968年7月14日生)	1992年 4月 三菱電機株式会社 入社 1996年 2月 アンガンマンバスネットワークス株式会社 入社 1998年 5月 フューチャーシステムコンサルティング株式 会社 入社 2014年 5月 当社入社 2015年11月 当社 サイバーセキュリティサービス事業部 副事業部長 2017年10月 当社 R&D部準備室 室長 2018年 4月 当社 執行役員 サイバーセキュリティ研究 所 所長 2021年 4月 当社 執行役員 サイバーセキュリティ事業 本部 本部長 兼 サイバーセキュリティ研究 所 所長 2023年 6月 当社 上席執行役員 サイバーセキュリティ 本部 本部長 兼 サイバーセキュリティ研究 所 所長 2024年 6月 当社 取締役 サイバーセキュリティ事業本 部 本部長 兼 サイバーセキュリティ研究所 所長 2025年 4月 当社 取締役 サイバーセキュリティ事業本 部 副本部長 兼 テクノロジー統括部 統括 部長 兼 サイバーセキュリティ研究所 所長 (現任)	23,262株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	み き つよし 三 木 剛 (1970年7月21日生)	2006年10月 株式会社神戸デジタル・ラボ 入社 2008年10月 同社 営業部長 2011年10月 同社 執行役員 セキュリティソリューション 事業部長 2013年10月 同社 取締役 サービス推進本部長 兼 セキュ リティソリューション事業部長 2019年 8月 当社入社 2019年10月 当社 西日本支社長 2020年 4月 当社 取締役 西日本支社長 2022年 4月 株式会社BSC 非常勤取締役 2023年 6月 当社 常務取締役 西日本支社 支社長 2024年 2月 一般社団法人 医療サイバーセキュリティ協 議会 理事 (現任) 2024年 4月 当社 常務取締役 2024年 6月 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人 医療サイバーセキュリティ協議会 理事	48,027株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	※ ご とう けい 後 藤 慶 (1979年10月14日生)	2003年 4月 日本サードパーティ株式会社 入社 2004年 8月 ソフトバンクBB株式会社 入社 2007年 5月 株式会社新杵堂 入社 2008年 8月 ヒューマネック株式会社 入社 2012年 6月 株式会社EPコンサルティングサービス 入社 スタッフィング事業部 アカウントエグゼクティブ 2014年 4月 同社 ITソリューション事業部 システムエンジニア 2015年 4月 同社 ITソリューション事業部 マネージャー 2020年 4月 当社入社 ITソリューション事業本部 副本部長 2021年 4月 当社 ITソリューション事業本部 本部長 2022年 4月 当社 サイバーセキュリティ事業本部 副本部長 2023年 4月 当社 CX本部 本部長 兼 PS事業部長 2023年 6月 当社 執行役員 CX本部 本部長 兼 PS事業部長 2024年 6月 当社 上席執行役員 サイバーセキュリティ事業本部 副本部長 兼 コンサルティング統括部 統括部長 兼 PS事業部 事業部長 2025年 4月 当社 上席執行役員 サイバーセキュリティ事業本部 副本部長 兼 事業推進部 部長(現任)	16,500株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
8	こ ん ど う そ う い ち 近 藤 壮 一 (1961年12月24日生)	1984年 4月 兼松エレクトロニクス株式会社 入社 2009年 4月 同社 第一ソリューション営業本部長 2016年 4月 同社 執行役員 2017年10月 当社 社外取締役（現任） 2018年 4月 兼松エレクトロニクス株式会社 上席執行役員 2019年 4月 同社 上席執行役員 西日本営業部門担当 兼 大阪支社長 2019年 6月 同社 取締役 西日本営業部門担当 兼 大阪支社長 兼 大阪総務部長 2020年 6月 同社 執行役員 西日本営業部門担当 兼 大阪支社長 2021年 4月 同社 常務執行役員 営業部門担当 兼 日本オフィス・システム株式会社 代表取締役社長 2023年 4月 同社 常務執行役員 営業部門担当 2023年 6月 同社 常務取締役 営業部門担当 2024年 4月 同社 常務取締役 営業部門管掌 兼 技術・サービス部門管掌 2025年 4月 同社 専務取締役 営業部門管掌 兼 技術・サービス部門管掌（現任） （重要な兼職の状況） 兼松エレクトロニクス株式会社 専務取締役 営業部門管掌 兼 技術・サービス部門管掌	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 近藤壮一氏を社外取締役候補者とした理由は、役員としての業務執行経験及びＩＴ事業分野に対する知識と経験を有しており、引き続き、当該知識・経験等を当社の経営に活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
9	おか だ ゆき のり 岡 田 幸 憲 (1966年 1 月 6 日生)	1988年 4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入社 2013年 1月 同社 鶴舞支店長 2014年10月 同社 リテール事業部インターネットバンキング・セキュリティ対策室長 2018年 8月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 出向 経営企画部長代理 2020年 4月 同社 理事 経営企画部長 2020年 6月 当社 社外取締役(現任) 株式会社テクノウェアシंक 非常勤取締役 株式会社ミックス 非常勤取締役 2021年 8月 株式会社ジョイワークス 非常勤監査役(現任) 2023年 4月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 執行役員 管理本部長代行 兼 経営企画部長 兼 サステナビリティ推進室長 2023年11月 株式会社フレスコ 非常勤監査役(現任) 2024年 1月 株式会社トゥインクル 非常勤監査役(現任) 2024年 4月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 執行役員 管理本部長代行 兼 経営企画部長 2025年 4月 同社 執行役員 企画・管理本部長 兼 経営企画部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 執行役員 企画・管理本部長 兼 経営企画部長 株式会社ジョイワークス 非常勤監査役 株式会社フレスコ 非常勤監査役 株式会社トゥインクル 非常勤監査役	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 岡田幸憲氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関及び上場企業の管理部門における業務経験を有しており、引き続き、当該知見を活かして、特に当社の管理業務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
10	う え の せん 上 野 宣 (1975年9月28日)	2000年 3月 サイトデザイン株式会社 入社 2002年12月 ゼロエクス株式会社 入社 2003年 4月 ゼロエクス株式会社 取締役 2004年12月 インブルーテクノロジー株式会社 入社 2006年 6月 株式会社トライコーダ 代表取締役（現任） 2019年12月 株式会社Flatt Security（現 GMO Flatt Security株式会社）社外取締役（現任） 2022年 6月 当社 社外取締役（現任） 2024年12月 株式会社TRUSTDOCK 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社トライコーダ 代表取締役 GMO Flatt Security株式会社 社外取締役 株式会社TRUSTDOCK 社外監査役 一般社団法人 セキュリティ・キャンプ協議会 理事 OWASP Japan 代表 NICT 実戦的サイバー防御演習 CYDER 推進委員 一般社団法人 ITキャリア推進協会 (JAIC) アドバイザリー ーボードメンバー 情報経営イノベーション専門職大学 (IU) 客員教員	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 上野宣氏を社外取締役候補者とした理由は、サイバーセキュリティ事業を提供する企業の経営経験に加え、サイバーセキュリティ業界の各種団体において重要な役割を担うことにより培った、サイバーセキュリティに関する豊富な知見を有しており、当該知識・経験等を活かし、当社の経営戦略・計画策定、意思決定過程において、適切な助言や提言をいただくことを期待したためであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者上野宣氏は、株式会社トライコーダの代表取締役であり、当社は同社との間にセキュリティ教育事業のアドバイザー業務等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 近藤壮一氏、岡田幸憲氏及び上野宣氏は、社外取締役候補者であります。
4. 近藤壮一氏、岡田幸憲氏及び上野宣氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって近藤壮一氏が7年8か月、岡田幸憲氏が5年、上野宣氏が3年となります。

5. 岡田幸憲氏は、現在において、当社の筆頭株主であります株式会社ビジネスブレイン太田昭和の業務執行者であります。なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
6. 近藤壮一氏は現在、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります兼松エレクトロニクス株式会社の業務執行者であり、過去10年間にわたっても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
7. 当社は、上野宣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2020年6月18日開催の第37回定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額500,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針は、事業報告「4.会社役員の状況(4)取締役の報酬等 ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役3名）となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都港区海岸一丁目16番1号
 ニューピア竹芝サウスタワー10階
 グローバルセキュリティエキスパート株式会社 会議室
 連絡先 03-3578-9001（当社代表電話）



- 〈交通〉 ■ 東京臨海新交通 ゆりかもめ
 竹芝駅 徒歩約1分
 ■ J R山手線・京浜東北線／東京モノレール
 浜松町駅 北口より 徒歩約7分
 ■ 都営浅草線・大江戸線
 大門駅 B1・B2番出口より 徒歩約8分